

《書評・新刊紹介》

Larry Wolff, *Disunion within the Union: The Uniate Church and the Partitions of Poland*

福嶋 千穂

本書タイトルにある「Union」はカトリックと正教との教会合同のことである。ポーランド・リトアニア国家の正教会は、ビザンティン＝スラヴ典礼と東方的慣習の維持を条件に、教皇首位とカトリックの教義を受け入れた（ブレストの合同、1595-96）。この合同で成立した東方典礼カトリック教会は「Uniate（合同）教会」と呼ばれ、ポーランド君主とカトリック領主の庇護の下で、合同に反対した勢力（教会合同以降も正教会として残った）を圧倒し、ポーランド・リトアニア東部のルテニア（ルシ）地域——概ね現在のベラルーシ、ウクライナに相当する——の住民大部分がこれに属した。

一方の「Disunion」は、合同教会ポロツク主教スモホジェフスキーの言葉「我々は Union そのものの中で Disunion を経験している」（1774）¹に由来し、その当時の合同教会にみられた分裂状態を指すものである。本書が取り上げる多くの問題がこの言葉に集約されているが、合同教会の「Disunion」とは具体的に何なのか。

まず、ポーランド分割（正確には「ポーランド・リトアニア分割」というべきか）によって合同教会もまた、複数の国家の間で引き裂かれた。ポーランド・リトアニア国家の中で単一の主権者（ポーランド国王＝リトアニア大公）を戴いた「合同教会の身体」は、分割を経て「いくつもの全く異なるパーツ」「別々の頭部（君主）の臣民」（スモホジェフスキー）²となり、主教座管区相互の連携にも支障が生じた。

「Disunion」はポーランド分割によって生じたものだけではない。ポーランド・リトアニア時代から根深く合同教会に内在した分断もまた、18世紀後半の変化を受けて表面化したのだった。

中・東欧の18-19世紀史（特にハプスブルク、ポーランド）を専門とするラリー・ウォルフによる本書は、ポーランド分割期（1772-1995）の合同教会を取り上げた英語文献として希少な一冊である。ポーランド・リトアニアの合同教会については膨大な研究の蓄積があるが、18世紀が取り上げられる機会は相対的に少なく、英語ではほかにバーバラ・スキナーの研究が知られているにとどまる³。

分割期の合同教会を取り上げるにあたって、ウォルフは、19世紀にロシア領とオースト

¹ Larry Wolff, *Disunion within the Union: The Uniate Church and the Partitions of Poland*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 2019, p.11.

² *Ibid.*, p.143.

³ Barbara Skinner, *The Western Front of the Eastern Church: Uniate and Orthodox Conflict in 18th-Century Poland, Ukraine, Belarus, and Russia*, Northern Illinois University Press, 2009. ウォルフによる本書が考察対象を合同教会に限定し、ロシア、オーストリア、ポーランド・リトアニアそれぞれでの状況を比較対照するのに対し、スキナーの研究は、地域はロシア領に限定しつつ合同教会と正教会をともに取り上げ、本書とはカバーする範囲が異なる。

リア領で同教会が置かれた対照的な立場を 18 世紀に投影するアナクロニズムの弊害を指摘する。とりわけ、エカテリーナ 2 世が後の時代にロシアで採られた合同教会撲滅政策を先取したかのようにみる傾向は、18 世紀独自の文脈の中で彼女の政策を検証することを難しくしてきた。

本書の目的は、宗教とナショナリズムとが交錯する近代以降の状況とは異なる、啓蒙主義が支配的であった 18 世紀の文脈において分割期の合同教会が抱えた諸問題をとらえるところにある。本書は二部から構成されており、第 1 部「教会と国家」は、啓蒙絶対主義君主と合同教会の関わりにみる国家—宗教関係を、第 2 部「典礼 (ritual) とアイデンティティ」は、合同教会による独自のアイデンティティ確立の模索を取り上げる。

以下では、本書の内容を 5 つの論点別に整理したい。

(1) 啓蒙絶対君主の宗教政策

まず、ポーランド分割が合同教会にもたらした変化について、ウォルフは、元々ポーランド分割のグランドデザインに含まれていたのではなく、分割の余波にすぎなかったと考える。例えば、ロシア領となった地域に含まれる右岸ウクライナでは、バル連盟やロシア—オスマン戦争が引き起こした混乱の中、ロシア軍による圧力やハイダマキによる合同教会襲撃を受けて、現地人の間で合同教会から正教への改宗が続出した。しかし動乱が平定され治安が取り戻されると、エカテリーナは合同教会への圧力を停止し、正教から合同教会への揺り戻しもみられた。エカテリーナの合同教会に対する措置は、分割の進展や軍事行動の成果に応じて臨機応変に繰り出され、19 世紀のロシア帝国で行われた合同教会の解体（正教への強制統合）との連続性は否定される。

そもそも、エカテリーナは啓蒙主義に傾倒した当世風の君主であり、教会を国家の管理下に置いたピョートル大帝の路線の継承者でもあった。ポーランド分割に際して持ち出された「(ポーランド・リトアニア領の) 正教徒の保護」の大義も、分割を正当化するレトリックに過ぎず、合同教会を廃して正教会に統合する構想があったことを立証する史料は現存しない。

19 世紀にロシアとオーストリア両帝国において合同教会が辿った道は鮮明なコントラストをなしているが、ポーランド分割期におけるエカテリーナとマリア・テレジア&ヨーゼフ 2 世の合同教会に対する姿勢には共通して、教会の権限を国家に移譲させ君主が教会を掌握するという啓蒙絶対主義の基本がうかがわれる。分割諸国と同様、風前の灯火であったポーランド・リトアニアにおいても、四年議会が、国家が教会行政に介入するための道筋を準備していた。

教会が国家に従属するという原則に立てば、自らの臣民が他国にいる主教の管轄下にある状況は許容されなくなる。エカテリーナは 1783 年に、ロシア領のポロツク主教座を当時ポーランドにいた府主教の管轄から分離独立させた。ポーランド・リトアニアがなくなった後の 1806 年には、オーストリアとロシアのどちらにも、固有のヒエラルヒーを擁する府

主教座が創立された。どちらの初代府主教も、1780年代にキャリアを開始した、エカテリーナやヨーゼフ子飼いの聖職者であった。

エカテリーナとヨーゼフは、ほぼ同時期に、合同教会高位聖職者に俸給制を適用し彼らを実質的に官僚化した。ポロツク主教スモホジェフスキーは、合同教会の存続を賭けてエカテリーナの宮廷に適応し、ガリツィアの高位聖職者は、国家への奉仕者として、ヨーゼフの名を刻んだ十字形の徽章を胸に着けた。

ポーランド・リトアニアにおいては四年議会が、国家—教会関係を啓蒙絶対主義の原則にそって再整理していた。四年議会は、合同教会の忠誠を国の統合に不可欠な要素とみなし、合同から二百年間見送られてきた高位聖職者への元老院議席付与を決議し、同時に、農民とほぼ同格の位置にいた教区司祭に代議院の代表に選出される資格（すなわちシュラフタと同等）を認め、合同教会に地位上昇への道を開いた（引き換えに、教会の所領は二重課税の対象となり、高位聖職者には俸給制が適用される）。

(2) 合同教会のアイデンティティ

18世紀の後半は、教会合同そして合同教会とは何なのかについて、問い直しがなされた時期であった。教会合同についての解釈は一通りではなく、雑種的な成り立ちの合同教会のアイデンティティについては、オーストリアではマリア・テレジアが合同教会に「ギリシア・カトリック」の名称を与え、まごうことのないカトリックであることを前面に出したのに対し、ポーランド・リトアニアにおいてもロシアにおいても、正しい認識が広く共有されてはいなかった。

ポーランド・リトアニアでは、ロシア軍と結託した正教聖職者に対し調査が行われた際に、合同教会聖職者の中にも陰謀に加担する者がいたことが報告され（1790）、その宗教的帰属の曖昧さと正教会との文化的近似性から、合同教会を正教会と同一視し、同じように警戒する傾向があった。

ロシアでは、1773年に正教会モギリョフ主教コニスキーが、多くの合同教会信徒が今なお「ギリシア＝ルシの信仰」を心に抱き、正教会に通うことも厭わない、と指摘している⁴。その一方で、ロシアには合同教会に対する逆の見解（合同教会はローマ・カトリックと変わらない）が存在し、スモホジェフスキーは、ペテルブルクで自ら儀式を執り行ってローマ・カトリックとの違いを実演し、宗務院のメンバーとも議論して誤解をただそうと努めた。ロシア帝国において合同教会の正当性を擁護しなければならない立場にあったスモホジェフスキーは、教会合同が両教会の融和への願いに基づく真摯な妥協の産物、ルネサンス的な和合の精神を体現したものであることを強調した⁵。そして、イエズス会による教

⁴ *Op. cit.*, pp. 98-99.

⁵ プレストの合同の原型はルネサンス期の「フィレンツェの合同」（1439）に求められる。合同教会のローマ・カトリックとの差異、東方教会の伝統への帰属意識をロシアに印象付けようとしたスモホジェフスキーの戦略は、先述のコニスキーの観察を補強し「合同教会は正教会に回帰すべき存在である」という印象を強める結果に至ったのではないかと、評者（福嶋）には興味深く思われる。

会合同の読み替え（カトリシズムの勝利、対抗宗教改革の勝利）が合同教会についての悪印象をロシアに植え付けたと批判した。

他者の認識においてだけでなく、当の合同教会信徒においてもそのアイデンティティが不明確であったことは大きな問題であった。スモホジェフスキーは、合同教会のアイデンティティの脆弱さを「揺らいでいる（*vacillante*）」と表現し、信徒のローマ・カトリックあるいは正教への流出を容易にする要因とみて危惧した。ワルシャワに駐在した教皇特使ガラランピは「無知な合同教会信徒は司牧者に盲目的に従うため、容易に（正教に）棄教する」と指摘し、1773年には議会に対し、宗教的帰属と市民的帰属を区別することが出来ない棄教者がロシアの臣民となってしまうことについて警告した。

16世紀末の教会合同は高位聖職者の選択の結果であり、多くの信徒は、カトリックの一員となったという自覚がないままポーランド分割を迎えていた。1800年にガリツィアに旅した外国人が「ルテニア農民の信仰は、本質よりもかたちに存する」と記したように、合同教会の一般信徒にはカトリシズムが何たるかを理解することは困難で、かたち＝典礼と慣習こそがアイデンティティの根幹であった。その典礼はというと、ザモシチの教会会議（1720）以降ラテン典礼の影響に侵食されていたが⁶、1770年代に合同教会主教たちの間で東方典礼の固守を求める声上がり、1780年代にはポロツク主教の座に就いたリソフスキーが典礼改革（再東方化）に着手していた。

(3) ローマ・カトリックとの確執

合同教会の「敵」としては正教会が想起されやすいが、本書で取り上げられる時期には、むしろローマ・カトリックが合同教会を脅かしていた。

スモホジェフスキーを筆頭に、合同教会の主教たちは、ローマ・カトリックが合同教会を尊重せず、合同教会に対し「捕食者」として振舞ってきたことを批判した。合同教会信徒がラテン典礼に移行することについては、17世紀にヴァティカンが繰り返し禁止してきたものの守られず、ローマ・カトリックは合同教会から多くの信徒、とりわけ貴族身分の信徒を奪ってきた⁷。1750年代にこの問題についての議論が高まったことで、1770年代には、ヴァティカンがあらためて別の典礼に移行することの禁止について念を押しした。

ラテン典礼と東方典礼は、建前においては平等とされていたが、ポーランド・リトアニアでは早くからその建前は揺るいでおり、1742年にシチリアとカラブリアにおいてラテン教会の優位が確認された際、ポーランド・リトアニアでもそれに倣おうとする動きがあった。1786年の議会には、合同教会のローマ・カトリックへの統廃合を主張する匿名の投書がなされ、その理由としては合同教会聖職者の教養・モラルの低さ、典礼が混在する地域

⁶ 正教会と差別化するという名目で、合同教会の典礼にラテン典礼の要素が付け加えられた。

⁷ 18世紀には合同教会の信徒はほとんどが農民で、ポーランドには「ルテニアの信仰、農民の信仰（*Ruska wiara, chłopaska wiara*）」という言い回しも生まれた。貴族身分の信徒がいない農民の教会となっていたことで、合同教会は社会経済的に低い地位に甘んじた。

で祭日が二重に存在することの非効率が挙げられていたが、ウォルフは啓蒙主義的な標準化への要請を指摘する。

両典礼の問題は、ロシア領とオーストリア領では異なる受け止められ方をした。カトリック内での典礼の優越は、正教国ロシアにおいては問題化しなかったのに対し、オーストリアでの関心は高く、1774年にマリア・テレジアはローマ・カトリック聖職者に合同教会に「愛と友情」を示すよう命じ（つまり、それまで示されていなかった）、ヨーゼフは1782年にガリツィアの三典礼（ラテン、東方、アルメニア）の平等を明言した。

(4) バシリウス会

ラテン典礼のローマ・カトリックに対して防御する立場にあった合同教会は、自らの内部に「親ラテン的」な特権層を擁していた。在地主教の管轄外にあった修道会、バシリウス会である⁸。この出身であることは主教になるための条件でもあり、高位聖職への登竜門であった。

バシリウス会は創立当初からローマ・カトリックの修道会と深く関り、ローマ・カトリック（イエズス会やピアル会）の教育機関での学びやローマ留学の機会に恵まれ、十分な教育体制を持たなかった合同教会において、高水準の教育にアクセスし学識を占有する例外的存在であった。バシリウス会士と在俗の教区司祭との教育格差が深刻な問題となっていたことに加えて、ローマ・カトリックとの交流を通じてバシリウス会がラテン・バイアスを帯びたことも批判の対象であった。そもそも、バシリウス会士の半数ほどがローマ・カトリックの出自であった⁹。

バシリウス会は、合同教会を緩慢なラテン化に導くエージェントであった。合同教会は、信徒がローマ・カトリックに移行することに対し遺憾を表明しつつ、その内部の最上部に「親ラテン勢力」が君臨するという矛盾を抱えていたのである。

信仰と学びに専念できたバシリウス会士に対し、合同教会の在俗聖職者は社会経済的には農民と同様の境遇にあり、その収入は、司祭職に割り当てられた農地から、本人が耕すことで得られた¹⁰。合同教会におけるバシリウス会偏重の根底には、妻帯する在俗司祭をれっきとしたカトリック司祭とみなすことへの抵抗があったのだが、実際、合同教会の聖職者は事実上世襲のカーストとなっており、貧しいながらも安定した境遇は、勉学への意欲を削いでいた。18世紀半ばには、在俗司祭の無学と社会経済的地位の低さは関連づけて

⁸ 東方修道制の父といわれる大バシレイオスの名を取り、1631年にヴィルニユスにて創立された。「東のイエズス会」とも称され、19世紀末にガリツィアにストゥディオス会が組織されるまでは合同教会唯一の修道会組織であった。

⁹ 競争の激しいローマ・カトリックの聖職キャリアを避け、高度人材が希少な合同教会でエリートコースを歩む道を選ぶ者が少なくなかった。その結果、ピンスク主教ホルバツキーのように、ルテニア語や教会スラヴ語の知識が不足した高位聖職者もいた。

¹⁰ マリア・テレジアによって禁じられるまでは、賦役の義務を負うこともあった。ポーランドでは1764年に、合同教会司祭の子が親の職を継がない場合は農奴化することが定められ、四年議会で廃止されていた。

問題視され、自らはバシリウス会の出である主教たちも改善の必要性を説くようになった。

バシリウス会のモノポリーは、批判の対象となっていたものの内部で解消されることなく、啓蒙絶対主義君主が修道院の価値を問うようになってようやく切り崩されることになった。マリア・テレジアは、主教位をバシリウス会出身者に限定せず、在俗司祭を高位聖職に登用した。ヨーゼフは自国内のバシリウス会士を当時ポーランド・リトアニアにいた長掌院（総長）から分離してガリツィアの主教の管轄下に置いた。ロシア領においても同様で、エカテリーナの支持のもと、ポロツク主教リソフスキーはロシア領のバシリウス会士を自らに従属させた（リソフスキーの典礼改革に、バシリウス会は激しい抵抗を示した）。さらに、オーストリア領では 1780 年代、ロシア領では 1790 年代に実行された資産の接収が、バシリウス会に大きな損失を与えた。

(5) 教育の重要性

この時期の合同教会が抱えていた複数の問題を解決する手段として期待されたのが教育である。合同教会信徒アイデンティティの不確かさは、究極的には彼らの無知蒙昧に帰せられた。聖職者の教育水準を引き上げて合同教会独自のアイデンティティを培養し、聖職者から教区民に伝える必要があった。教育水準の向上は、バシリウス会と在俗司祭との格差を埋めることで合同教会内部の平準化に資するものでもあった。

ポーランド・リトアニアにおいて、合同教会の一般聖職者・信徒に対する教育は優先度の高い問題とは考えられず放置されていた。貴族が領民のために学校を開くケースが散発的にみられたものの教育インフラが整い始めるのは 18 世紀後半を迎えてのことである。

ポーランド分割の少し前に、主教がセミナリアを開く例がいくつかみられたほか、分割後には、マリア・テレジアがウィーンに聖堂附属のセミナリアを、ヨーゼフがリヴィウに官立のセミナリアを開設し、バシリウス会士もここに投入された。リヴィウにはさらに、ラテン語を解さない者のために俗語（ルテニア語）で学べる教育施設がつけられ、無学な層の受け皿となった¹¹。自前で教育機関を立ち上げることができなかった合同教会は、国家による宗教への統制強化の大いなる受益者であった。

相次ぐ教育機関設置の効果は目に見えて表れ、1787 年に行われた巡察の折には合同教会にみられる世代間ギャップ（無知な旧世代と、信仰のイロハを理解している若年層）について報告がなされた。また、1794 年にロシア領で展開された正教キャンペーンになびいた合同教会信徒が 70 年代と比較して少数であったことに、ウォルフは教育の成果の表れをみる。16 世紀末の合同の際には無自覚に主教に追従するしかなかった一般信徒は、その二百年後には自ら判断する存在に変化していた。

18 世紀後半に到来した新しい状況を生き抜くために（正教からもローマ・カトリックか

¹¹ ポーランド・リトアニアでは四年議会が合同教会にセミナリアを開くことを認めたが、分割のために実現には至らなかった。ロシアには同様の動きはなかった。

らも区別される) 独自のアイデンティティを確立する必要に迫られた合同教会において、教育への需要を満たしたのは啓蒙絶対主義君主の恩恵であり、国家からの統制と表裏一体のものであった。

ポーランド分割期に合同教会が経験したアイデンティティの明確化というプロセスは、宗教改革・対抗宗教改革期にプロテスタントやローマ・カトリックの世界に起こった「宗派化 (コンフェッショナルリゼーション)」を類推させる。その点で、本書には、ポーランド分割期の正教会と合同教会との競合を宗派化の文脈に落とし込むスキナーの枠組み(2009)との共通性が見出される。合同教会においては「宗派化」が遅れて——啓蒙主義と同時に——やって来たのだととらえられよう。

しかし厳密には、カトリックの一種である合同教会には独自のコンフェッションは存在しないはずである(本書の中で「宗派化」という用語が使われないのはこうした理由によるのだろうか)。また、脱宗教化を志向する啓蒙主義とキリスト教化を目的とする宗派化とは、同じように対象を教化することを重視したにせよ、根本の教育理念には相容れないところがあるだろう。この部分について掘り下げるには、啓蒙絶対君主をパトロンとする宗教教育の内容を精査する必要があるだろう。本書は史料的な制約からセミナリアでの教育内容には立ち入っておらず、その研究にはさらなる進展の余地が残されている。

(6 x 9 inches, 160 pages, June 2020, Harvard University Press, \$18.95)

(東京外国語大学准教授)